

## 別所地区市政懇談会 議事録

- 1 日 時 令和6年10月20日（日）  
午後6時00分～午後7時50分
- 2 場 所 別所町公民館 大会議室
- 3 参加者 別所地区 25人  
市 18人（市長、副市長、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、議会事務局長、消防長、教育総務部長、教育振興部長、環境政策課長、農地整備課長、道路河川課長）  
オブザーバー 3人  
傍聴者 6人

### 4 内 容

(1) 地区からの意見・提言及び市からの回答  
別紙のとおり

(2) 意見交換

ア 相野地区の事業所操業における監視・指導について

①農業用水の水質汚染について

【別所地区】

相野地区でバッテリー解体などを扱う業者の敷地から汚染水が農業用水としてのため池である西山池に流入し、国の環境基準の100倍を上回る鉛を検出した。水素イオン、硫酸イオンも高濃度であり、これらを除去しない限り一部農作ができない状況である。このことについて、3月28日に水利組合から市へ報告し、その日のうちに市環境政策課の担当者が現地を確認し、汚染水の流出の停止を事業者へ依頼し、ため池への流入は停まっている状況である。

その後、6月25日に北播磨県民局環境課と市と合同で現地調査を行い、廃棄物の屋外保管の不適切な状況について、是正指導を行った。しかしながらこの間約3か月、雨などによりその敷地からの汚染水が水路に流れ込んでいたと考えられる。最初に立入り調査をした日から3ヶ月間、解体したバッテリーを屋外に放置した状態であったが、なぜ屋内に入れるよう指示を

しなかったのか。

**【環境政策課長】**

この件については、回答のとおり、3月28日に市が現場を確認し、事業者に汚染水の流出を止めていただいた。水質管理については、兵庫県の管轄であることから、その対応を依頼した。市としては、現場を確認し、水路及び西山池への流入を止める措置をした。産業廃棄物の管理等については、市ではなく、兵庫県が管轄であり、6月25日にその指導を行った。

**【別所地区】**

兵庫県の指導までに約3ヶ月を要している。対応が遅いように感じる。

**【環境政策課長】**

市として、3月28日に現場を確認したところ、外周に水路があり、水路から西山池に流入を防ぐため、直ちに水路をふさぐ対応を実施した。そしてその内容を4月2日には北播磨県民局と庁内関係部署に報告している。その後の対応については、兵庫県の指導となる。

**【市民生活部長】**

バッテリー自体は産業廃棄物の取扱いにならず、産業廃棄物処理法上の施設ではなく、古物商の扱いになるので、県は最初、動きが遅かった。場外に流れ出ている廃液は産業廃棄物にあたることから対応した。池に廃液が入らないための措置はされていたので、それ以上の指導はできなかつたと県から聞いている。

**【別所地区】**

水質検査の結果に基づいて、対策は地元により行ってくださいとの回答であるが、具体的にどうすればよいのか。

**【環境政策課長】**

回答は、兵庫県からの見解を書いているが、県と市のみでなく、住民の方も一緒に、検査の内容やその結果に対して、どういった対応ができるかなど、一緒に考えていきたい。

**【市長】**

兵庫県が管理する内容ではあるが、今後必要となるのは、県と市のみで話をするのではなく、地元の皆さまを含め、どういった対応ができるのかを話し合うことである。そういった場合は市が設定するので、地元も一緒に意見交換していただきたい。

**【別所地区】**

汚染水の流入による稲作不能に対する補償や水質改善費用を事業者にも負担してほしいが、事業収益の一部を充てるため操業を始めないと補償できないと事業者が言っている。いつ頃操業再開できるのか。

**【環境政策課長】**

いつ操業が再開されるか兵庫県に確認する。

**【別所地区】**

「企業が立地する際は、開発法及び条例等に基づき開発指導により規制を行う」とあるが、事業内容の事前説明はあったのか。事業内容が分かれば環境悪化の可能性を予見できたのではないか。

**【環境政策課長】**

建物を建てる場合なら、建築基準法に基づき、事前協議で市も入るが、当該事業者は法や条例に基づく事前協議などは県も市も行っていない。そういったことから事前に事業内容等を把握することは困難であった。

**【別所地区】**

地元が事前に事業者などの情報を提供すれば、市として指導できるのか。

**【市長】**

地元から情報をいただければ、市として確認するなど、できることはする。法や条例に基づき、市ができる指導などは適切に実施していく。

イ 相野地区の事業所操業における監視・指導について

②養鶏場からの臭いについて

**【別所地区】**

養鶏所からの臭いは、苦情のレベルを超えている。臭いを数値で測れることができるとテレビで見た。本当にこの環境で生活ができるのか、臭いを数値で測ることを検討してほしい。

**【市長】**

臭いを測った場合に、数値が基準内である場合もあり得る。そういったことを理解いただいたうえで、地元から要望があれば臭いの計測も市として考える。

**【別所地区】**

回答にあるように、今後も継続して市による養鶏所の立ち入り検査等を実施していただきたい。臭いの問題が解決するまで、市の指導等が必要と考える。

また、回答には8月に立ち入り調査を実施したとあるが、自治会は知らなかった。自治会に入った情報は市に共有させていただくので、市も今後、情報の共有をお願いしたい。

**【市民生活部長】**

今後は検査結果などの情報を自治会に共有する。

ウ 別所橋より下流域の護岸工事と川底の土砂の除去について

**【別所地区】**

別所橋付近には、多くの木が橋げたに詰まり、土砂も堆積している。これらについては今年度、兵庫県が浚渫等を実施されるとの回答で理解した。

また、回答には人家等に現状では影響がないとのことであるが、雨量等を総合的に見て、護岸など必要なところは河川の補強を要望する。

**【市長】**

地元の意見は、兵庫県に伝えるが、兵庫県管理の河川については、県の河川整備計画により計画的に改修を行うものであるので、ご理解いただきたい。

エ 農道の管理・修繕について

**【別所地区】**

1点目の農道の通行を完全に制限することはできないことは回答により理解した。

2点目の農道の修繕について、自治会の負担が大きく、一般車両や農業従事者が頻繁に利用する農道の修繕を市で実

施していただけないか。

**【産業振興部長】**

一般車両などを他の道路に通らせる方法を検討してほしい。農道と市道の区別が一般の人にはわかりにくい。バイクや自転車が通るのであれば市道としての扱いの検討も必要である。

また、一般車両が多く通り、修繕が必要となっていることは理解するが、直ちにその箇所を修繕するとは、この場では言えない。修繕等は基本的に、多面的機能支払交付金の活用をお願いすることになると思うが、相談させていただきたい。

**【別所地区】**

農道のそばに企業の駐車場があり、道路が傷んだ場合には、自治会で修理してほしいと言われた。農道は自治会で修理しなければならないのか。

**【産業振興部長】**

自治会で全て管理等をしなければならぬわけではなく、企業に協力を求めるのも解決の一つの方法である。ご指摘の道路の詳細な情報をいただきたい。